

令和7年度 公文書開示状況（7月決定分） 主税局

樣式 2-1

月整理番号	請求年月日	決定区分	(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等						
			総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R7.5.26	R7.7.24	(1) 令和6年度第1回合同不動産公売 公告第3号 売却区分番号第1721号 にかかる「公売財産明細書」 (2) 令和6年度第1回合同不動産公売 公告第3号 売却区分番号第1721号 にかかる「最高価申込者の公告」 (3) 令和6年度第1回合同不動産公売 公告第3号 売却区分番号第1721号 において「見積価額算定の参考とした不 動産鑑定評価書」	42	1				1	1	1	1						対象公文書：(1) 公売財産明細書 ・東京都情報公開条例第7条第2号 所有者の維持管理に関する状況や関係者への聴取事項等の詳細な情報が記載されており、当該財産の所有者が個人である場合には、当該情報は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 所有者の維持管理に関する状況や関係者への聴取事項等の詳細な情報が記載されており、当該財産の所有者が法人等である場合には、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる恐れがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 公にすることにより、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、所有者の安全を脅かすなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第6号 所有者の維持管理に関する状況や関係者への聴取事項等の詳細な情報が記載されており、公売に関するこれらの情報は、当事者及び権利関係者等にとって通常他人に知られたくない情報である。公にすることにより、所有者や権利関係者等との信頼関係が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない可能性があり、その結果、公売財産に関する見積価額算定のために必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政運営に支障をきたすおそれがあるため。 対象公文書：(2) 最高価申込者の公告 ・東京都情報公開条例第7条第2号 当該財産の所有者が個人である場合には、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 当該財産の所有者が法人等である場合には、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる恐れがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第6号 当該情報は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報であり、公にすることで、当事者との信頼関係が損なわれ、公売への入札不参加につながるなど、今後の税務行政運営に支障をきたすおそれがあるため。 対象公文書：(3) 不動産鑑定評価書 ・東京都情報公開条例第7条第2号 所有者の維持管理に関する状況や公租公課等の詳細な情報が記載されており、当該財産の所有者が個人である場合には、当該情報は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 所有者の維持管理に関する状況や公租公課等の詳細な情報が記載されており、当該財産の所有者が法人等である場合には、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる恐れがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・東京都情報公開条例第7条第6号 所有者の維持管理に関する状況や公租公課等の詳細な情報が記載されており、公売に関するこれらの情報は、当事者にとって通常他人に知られたくない情報である。公にすることで、所有者との信頼関係が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない可能性があり、その結果、公売財産に関する見積価額算定のために必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局徴収部北都 税事務所徴収課
9	R7.7.9	R7.7.24	「相続による納税義務の承継について (通達)」(平成29年3月31日付28主徴 徴第361号 (最終改正 令和3年3月24日 2主徴徴第371号))	9	1												主税局徴収部徴収 指導課		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。